

鹿児島県土地改良事業 測量作業規程

令和 7 年10月

鹿児島県農政部

鹿児島県土地改良事業測量作業規程は、農林水産省農村振興局測量作業規程（令和7年7月18日付け国国地第39号）を準用する。

この場合において、作業規程の第1条第1項中「農林水産省地方農政局」とあるのは「鹿児島県」と、同条第2項「農林水産省地方農政局」とあるのは「鹿児島県」とそれぞれ読み替えるものとする。